「障害者自立支援法」下の東京都（石原都知事）、八王子市（黒須市長）独自の支援策はないのか？！

「障害者自立支援法」施行後の支援について依然明らかにしない東京都

「ほっとスペース八王子」では、６月６日に八王子市（黒須市長）に対し、「障害者自立支援法」施行後の「障害者」施策について質問しました。その回答は八王子市（黒須市長）としては、「障害者自立支援法」施行後の市内施設に対し、独自の支援策を講じることができるともできないとも言えない。東京都の動き次第だ。というお粗末なものでした。しかし、現時点においても何ら具体的な支援策が示されていない以上、10月からの本格施行までに何らかの支援策が示されないと「障害者」「精神病者」の不安は募るばかりです。

大分県などは、通所授産施設の利用者に対して奨励金を交付し、施行前と同じ負担水準となるような支援策を決定したそうです。また宮崎市は在宅障害者を対象に利用料の最大半額を助成するという独自の軽減策案をまとめたそうです。さらに台東区は８月25日、通所授産施設に通う区民の利用者負担を10月から全額免除すると発表したそうです。通所授産施設を利用する「障害者」が、地域で自立した生活を継続できるようにするための措置ということです。

手作りの看板を手に市役所での街頭宣伝。（3月29日八王子市役所前）

国が無責任な分、全国各地で、独自の支援策を講じる自治体が出てきていますが、精神病院数が人口比で世界一と言われる八王子市（黒須市長）を抱える東京都は果たしてどのような障害者施策を考えているのでしょうか。

全国の「障害者」「精神病者」通所施設の存続が危うい！「障害者」「精神病者」の生活の場を奪われてしまう

「自立支援法」の中では、就労移行支援は２年間という期限つきでしか利用できません。また、就労継続支援施設を利用するとしても、工賃以上の利用費を自己負担しなければなりません。これでは多くの利用者は何のために働いているか、分からなくなり施設利用をやめてしまいます。利用者が少ない施設は当然つぶれてしまいます。こうやって、「障害者」「精神病者」の日中の居場所が奪われていくことになるのです。

地域で生きていくためには『自立支援法』撤廃しかない！

施行後も街頭で訴えます（2006年5月24日ＪＲ八王子駅）

現実に「障害者自立支援法」施行の４月以降、各通所施設の利用者は激減していると聞きます。「ほっとスペース八王子」の利用者も減っています。

実際に４月からは医療費や薬代を支払わなければならないうという現実を突きつけられて、当事者、家族は負担がかなり苦痛となっているのだろうと思われます。

「ほっとスペース八王子」では法律の勉強をして、無料で精神医療を受けたり、薬を手に入れる方法を学んできました。

しかし、授産施設や共同作業所などの通所施設の利用費についてはそうはいきません。「精神病者」の通所施設に通うには利用費を10月から支払わなければならなくなります。いままで通りの助成金制度でなければ、収入の保障がない「障害者」「精神病者」には日中の生活の場がなくなってしまいます。

皆さんの力で「障害者自立支援法」を撤廃させましょう！

車載拡声器を使って大音響で街頭宣伝（2006年8月29日東急スクエア前）

8月30日

精神障害者共同作業所「ほっとスペース八王子」
八王子市八幡町１３－２ ふくしまやビル２階
電　　話：042-628-2319
E-Mail：CXB01672@nifty.ne.jp
U　R　L：http://homepage2.nifty.com/hotspace/